

飼い主のかたへのお願い

最後まで責任を持って飼いましょう！

飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めたら、適切な飼育により健康、安全に気を配り、最後まで責任を持って飼いましょう。

むやみに繁殖させないようにしましょう！

動物にかけられる手間や時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また、生まれる命に責任が持てない場合は、不妊去勢手術などを行いましょ。

人に危害を加えたり、迷惑をかけないようにしましょう！

しつけや訓練を行い、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。また、放し飼いはせず、散歩中はきちんとリードをつけ、飼い主が制御できるようにしましょう。

犬のふんや尿は適切に処理しましょう！

日頃から、自宅で排泄を済ませてから散歩に行く習慣をつけましょう。万が一、散歩中にふんや尿をしたときのために、処理袋やペットシートを持っていくなど、適切に処理をしましょう。

犬の登録や狂犬病の予防注射は飼い主の義務です！

狂犬病予防法により、犬の登録や毎年1回の予防接種など、必要な手続きが定められています。飼い主のかたは必要に応じて届け出や手続きをしましょう。

家電リサイクル品目は正しく処分を！

◆問合先 収集センター廃棄物対策課 ☎77-4189

家電リサイクル品目について

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は、一般家庭などから排出された家電製品の有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

家電リサイクル品目とは、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられている、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、有機EL、プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機のことです。

一部の家電製品にはフロンガスや鉛、ヒ素などの有害物質が含まれているため、法律で定められた適切な方法で処理する必要があります。正しい処分が行われなければ、「不法投棄」、「不適正処理」、「不適正な管理」による環境汚染、破壊や大規模災害につながる可能性があります。

家電リサイクル品目の例



不適正な管理

廃家電は電池やプラスチックを含む場合もあるため、発火、延焼の危険性があり、火災が発生する事例も報告されています。

不法投棄

無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理

環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。

正しい処分方法とは 家電リサイクル品目の処分方法は以下の3通りです。

- ①販売店や購入店に引き取りの依頼をする。
- ②郵便局でリサイクル券を購入し、自身で指定引き取り場所に搬入する。

【指定引き取り場所】

佐川急便(株)御所支店 御所市城山台166-24御所市工業団地内 ☎0570-010-605
 誠運輸(株) 北葛城郡河合町大字穴間49-1 ☎58-3277
 奈良センコー(株) 大和郡山市横田町141-1 ☎0743-56-2329

*場所、引き取り時間など、詳細は事前に各引き取り場所へお問い合わせください。

- ③電話リクエスト受付センター(☎77-1199)へ引き取りの申込をする。

電話リクエスト受付センターが家電リサイクル協会へ取り次ぎます。リサイクル料金以外に収集運搬料金がかかります。また、取り外し作業や屋内に入ることにはできません。

いらなくなった家電は『正しく』リサイクルしよう！

